

町営住宅入居者募集

募集住宅	町営住宅七日町団地A棟3-1（3階） （RC3階建）金山町大字金山268-2																																												
間取り	6畳2間、4畳半、台所、浴室、洗面所、トイレ、押入れ、ベランダ ペット同居不可 ※入居者の負担で設置していただくもの：風呂釜・灯具・湯沸し器・コンロ																																												
家賃	町営住宅は、計算した※収入月額（月額所得金額）によって家賃が決定します。 <table border="1" data-bbox="386 770 1398 1368"> <thead> <tr> <th>家賃月額</th> <th>入居者の※収入月額</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000</td> <td>～104,000</td> <td rowspan="4">本来階層</td> </tr> <tr> <td>13,800</td> <td>104,001～123,000</td> </tr> <tr> <td>15,800</td> <td>123,001～139,000</td> </tr> <tr> <td>17,800</td> <td>139,001～158,000</td> </tr> <tr> <td>20,400</td> <td>158,001～186,000</td> <td rowspan="3">※裁量階層</td> </tr> <tr> <td>23,500</td> <td>186,001～214,000</td> </tr> <tr> <td>27,500</td> <td>214,001～259,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※裁量階層…高齢者世帯(60歳以上)、子育て世帯(18歳未満の子を扶養)、新婚世帯(二人の年齢の合計が80歳未満かつ結婚から10年以内)、障がい者等含む世帯のいずれかに該当するものです。</p> <p>※収入月額は、入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額(下記の表のとおり)を控除し、12で割った額です。</p> <table border="1" data-bbox="360 1576 1426 1980"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th> <th>控除額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得等控除</td> <td>1人につき 10万円</td> <td>給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> <tr> <td>同居親族等控除</td> <td>1人につき 38万円</td> <td>本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除</td> <td>1人につき 10万円</td> <td>70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族控除</td> <td>1人につき 25万円</td> <td>扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)</td> </tr> <tr> <td>障害者控除(特別障害者控除)</td> <td>1人につき 27万円 (40万円)</td> <td>本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)</td> </tr> <tr> <td>寡婦控除</td> <td>1人につき 27万円</td> <td>所得税法上寡婦控除に該当する者 (その者の所得が27万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>1人につき 35万円</td> <td>所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> </tbody> </table>		家賃月額	入居者の※収入月額	区分	12,000	～104,000	本来階層	13,800	104,001～123,000	15,800	123,001～139,000	17,800	139,001～158,000	20,400	158,001～186,000	※裁量階層	23,500	186,001～214,000	27,500	214,001～259,000	控除の種類	控除額	内容	給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)	同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)	寡婦控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦控除に該当する者 (その者の所得が27万円未満の場合は当該所得金額)	ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)
家賃月額	入居者の※収入月額	区分																																											
12,000	～104,000	本来階層																																											
13,800	104,001～123,000																																												
15,800	123,001～139,000																																												
17,800	139,001～158,000																																												
20,400	158,001～186,000	※裁量階層																																											
23,500	186,001～214,000																																												
27,500	214,001～259,000																																												
控除の種類	控除額	内容																																											
給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)																																											
同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族																																											
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族																																											
特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)																																											
障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)																																											
寡婦控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦控除に該当する者 (その者の所得が27万円未満の場合は当該所得金額)																																											
ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)																																											
入居時期	申込日から概ね3週間程度																																												

－ 申 し 込 み 手 続 き に つ い て －

<p>入居申込資格</p>	<p>①同居しようとする親族があること。</p> <p>②所得月額（※）が15万8千円（裁量階層対象者は25万9千円）以下の方 ※所得月額とは、入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計から、公営住宅法施行令で定める額を控除し、12で割った額をいいます。</p> <p>③現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 ※申込者、又は同居親族名義の持家（共有名義を含む。）がある方は除く。</p> <p>④入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。</p> <p>⑤市町村民税等の滞納がないこと。</p>
<p>申込受付期間</p>	<p>随時（令和6年3月29日まで） ※先着順により申し込みを受け、審査会を経て、入居者を決定いたします。 ※受付は、土・日曜や祝日などの役場の休日を除く、8時30分～17時15分の間とさせていただきます。</p>
<p>申 込 書 類</p>	<p>①入居申込書（環境整備課備付け）</p> <p>②住民票謄本 申込者及び同居者の全員分</p> <p>③申込者及び同居者全員分（児童・生徒は除く）の過去1年間の所得を証する書類・所得証明書等 （注）過去1年間の所得はないが、現在所得がある方（就職、転職等）は、給与支払（見込）証明書を提出ください。</p> <p>④公金収納状況確認書（環境整備課備付け） （注）転入予定の方（申込時に金山町に住所がない場合） 上記の確認書に併せて、現在市町村民税等を賦課されている市町村窓口にて納税証明書を取得ください。</p> <p>⑤反社会的勢力（暴力団員等）でないことの表明・確約に関する同意書（環境整備課備付け）</p> <p>⑥その他（該当する方） 身体障がい者手帳の写し・婚姻届受理証明書等</p>
<p>選 考 方 法</p>	<p>住宅に困窮する事情を調査し、入居者選考委員会にて、住宅に困窮する度合いの高い者から決定いたします。</p>
<p>選考結果の通知</p>	<p>応募者に文書で通知します。※申込日から概ね3週間以内。 なお、入居決定者は、敷金の納入と町営住宅使用請書の提出後に、入居許可書が発行され、正式に入居することができます。</p>
<p>申込・問合せ先</p>	<p>環境整備課 管理係 TEL29-5627 ※入居を希望、検討されている場合は、お気軽にお問い合わせ下さい。</p>

町営住宅入居者募集

募集住宅	<p>1戸(木造1階建)</p> <p>街なか町営住宅 大柳住宅C棟 (金山町大字金山456-90)</p>																																											
間取り	<p>居間6畳、和室6畳、洋室6畳、台所、浴室、トイレ、洗面脱衣所、押入れ、ガスコンロ、FF型ガス風呂給湯器設置済 ペット同居不可</p>																																											
家賃	<p>町営住宅は、計算した※収入月額（月額所得金額）によって家賃が決定します。</p> <table border="1" data-bbox="387 752 1398 1352"> <thead> <tr> <th>家賃月額</th> <th>入居者の※収入月額</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,500</td> <td>～104,000</td> <td rowspan="4">本来階層</td> </tr> <tr> <td>29,500</td> <td>104,001～123,000</td> </tr> <tr> <td>33,700</td> <td>123,001～139,000</td> </tr> <tr> <td>38,000</td> <td>139,001～158,000</td> </tr> <tr> <td>43,500</td> <td>158,001～186,000</td> <td rowspan="3">※裁量階層</td> </tr> <tr> <td>50,200</td> <td>186,001～214,000</td> </tr> <tr> <td>58,700</td> <td>214,001～259,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※裁量階層…高齢者世帯(60歳以上)、子育て世帯(18歳未満の子を扶養)、新婚世帯(二人の年齢の合計が80歳未満かつ結婚から10年以内)、障がい者等含む世帯のいずれかに該当するものです。</p> <p>※収入月額は、入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額(下記の表のとおり)を控除し、12で割った額です。</p> <table border="1" data-bbox="360 1559 1425 1962"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th> <th>控除額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得等控除</td> <td>1人につき 10万円</td> <td>給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> <tr> <td>同居親族等控除</td> <td>1人につき 38万円</td> <td>本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除</td> <td>1人につき 10万円</td> <td>70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族控除</td> <td>1人につき 25万円</td> <td>扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)</td> </tr> <tr> <td>障害者控除(特別障害者控除)</td> <td>1人につき 27万円 (40万円)</td> <td>本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)</td> </tr> <tr> <td>寡婦控除</td> <td>1人につき 27万円</td> <td>所得税法上寡婦控除に該当する者 (その者の所得が27万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>1人につき 35万円</td> <td>所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> </tbody> </table>	家賃月額	入居者の※収入月額	区分	25,500	～104,000	本来階層	29,500	104,001～123,000	33,700	123,001～139,000	38,000	139,001～158,000	43,500	158,001～186,000	※裁量階層	50,200	186,001～214,000	58,700	214,001～259,000	控除の種類	控除額	内容	給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)	同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)	寡婦控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦控除に該当する者 (その者の所得が27万円未満の場合は当該所得金額)	ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)
家賃月額	入居者の※収入月額	区分																																										
25,500	～104,000	本来階層																																										
29,500	104,001～123,000																																											
33,700	123,001～139,000																																											
38,000	139,001～158,000																																											
43,500	158,001～186,000	※裁量階層																																										
50,200	186,001～214,000																																											
58,700	214,001～259,000																																											
控除の種類	控除額	内容																																										
給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)																																										
同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族																																										
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族																																										
特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)																																										
障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)																																										
寡婦控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦控除に該当する者 (その者の所得が27万円未満の場合は当該所得金額)																																										
ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)																																										
入居時期	<p>申込日から概ね3週間程度</p>																																											

－ 申 込 手 続 き に つ い て －

入居申込資格	<p>①同居しようとする親族があること。</p> <p>②所得月額（※）が15万8千円（裁量階層対象者は25万9千円）以下の方 ※所得月額とは、入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計から、公営住宅法施行令で定める額を控除し、12で割った額をいいます。</p> <p>③現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 ※申込者、又は同居親族名義の持家（共有名義を含む。）がある方は除く。</p> <p>④入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。</p> <p>⑤市町村民税等の滞納がないこと。</p>
申込受付期間	<p>随時（令和6年3月29日まで） ※先着順により申し込みを受け、審査会を経て、入居者を決定いたします。 ※受付は、土・日曜や祝日などの役場の休日を除く、8時30分～17時15分の間とさせていただきます。</p>
申 込 書 類	<p>①入居申込書（環境整備課備付け）</p> <p>②住民票謄本 申込者及び同居者の全員分</p> <p>③申込者及び同居者全員分（児童・生徒は除く）の過去1年間の所得を証する書類・所得証明書等 （注）過去1年間の所得はないが、現在所得がある方（就職、転職等）は、給与支払（見込）証明書を提出ください。</p> <p>④公金収納状況確認書（環境整備課備付け） （注）転入予定の方（申込時に金山町に住所がない場合） 上記の確認書に併せて、現在市町村民税等を賦課されている市町村窓口にて納税証明書を取得ください。</p> <p>⑤反社会的勢力（暴力団員等）でないことの表明・確約に関する同意書（環境整備課備付け）</p> <p>⑥その他（該当する方） 身体障がい者手帳の写し・婚姻届受理証明書等</p>
選 考 方 法	<p>住宅に困窮する事情を調査し、入居者選考委員会にて、入居の資格を有しているかの審査を行い、入居決定いたします。</p>
選考結果の通知	<p>応募者に文書で通知します。※申込日から概ね3週間以内。 なお、入居決定者は、敷金の納入と町営住宅使用請書の提出後に、入居許可書が発行され、正式に入居することができます。</p>
申込・問合せ先	<p>環境整備課 管理係 Tel29-5627 ※入居を希望、検討されている場合は、お気軽にお問い合わせ下さい。</p>